

体罰・暴力行為を許さない学校づくりの徹底について

平成 26 年 12 月 9 日

大阪市教育局委員会

桜宮高等学校の事案について

大阪市立桜宮高等学校において、バスケットボール部のキャプテンを務めていた男子生徒が自ら命を絶つという大変痛ましい事案が発生してから、まもなく 2 年が経とうとしています。改めて、亡くなられた生徒さんのご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の皆様にご心よりお悔み申し上げます。

大阪市教育局委員会といたしましては、何の落ち度もない生徒に対する顧問教諭による暴力行為があり、生徒のかけがえのない命、取り戻すことのできない命を失う事態に至った、この事案を極めて厳しく受け止め、同事案の全容解明及び市立学校における体罰・暴力行為の実態把握を徹底的に行うために、弁護士から成る外部監察チームに調査を依頼しました。その最終報告書は、体罰・暴力行為が根絶されない理由について、生徒・保護者の理解を得ることで処理され、教育委員会に報告されず、顕在化し難い傾向があることなど、教育委員会及び学校に対する厳しい指摘を行うとともに、正常に機能するチェック体制や事案に対する適切な処理体制の整備等を勧告しました。

体罰・暴力行為等に関する指針に基づく取組

教育委員会は、これらの指摘・勧告を真摯に受け止め、教職員意識調査の結果をも踏まえ、平成 25 年 9 月、体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために、「体罰・暴力行為の防止及び発生時の対応に関する指針」及び「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」を一体的に策定しました。この指針では、従来明確化されていなかった「体罰」「暴力行為」「正当防衛」「正当行為」等の区別を具体例も含めてはつきり示し、教職員が自信を持って適切な指導を行う一助としました。また、体罰・暴力行為の発生時の対応としては、必ず報告が上がる透明性の高い報告体制の構築及び報告漏れに対する厳正な対処をはじめ、適切な対応及び処理の体制を明示しました。

同時に、上記指針は、学校現場が直面する課題や問題行動を起こす児童生徒について、体罰等の暴力的指導に頼らず、人格の尊厳に根ざした指導方法の確立に取り組むことができるよう、問題行動の重篤度に応じてレベルⅠ～Ⅴの 5 段階に分け、段階に応じた対応（指導等）をルール化しました。レベルが重篤になるにつれ、対応の主体を学校から教育委員会へ、そして外部機関へと移行することとしています。その狙いは、体罰等を生みかねない教職員の物理的な力に頼るのではなく、ルールに基づくぶれない対応により、問題行動を起こす児童生徒の自覚を促すとともに、被害者の被害の拡大を防ぎ、子どもたちの教育を受ける権利を保障しようとすることにあります。

また、桜宮高等学校の事案が運動部活動に起因したことにかんがみ、部活動から体罰・暴力行為や暴言・ハラスメント等の暴力的指導を一切排除するため、平成 25 年 9 月、「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」を策定し、豊かな教養と幅広い人間性の育成の重視、学業との両立、顧問まかせの閉鎖空間にしない開かれた部活動づくり、科学的・合理的な練習・指導の普及、短期的な勝利至上主義から長期的な生徒第一主義への転換など、社会的自立に向けて生徒が自ら考え行

動できる力を育てるプレイヤーズファーストの精神に基づく部活動の構築に取り組んでいます。

さらに、体罰・暴力行為を許さない風土の醸成に向けて教職員の意識の向上を図るため、平成 26 年 1 月、指針と併せて活用する「ケーススタディによる校内研修の手引」を作成、昨年度末に教育センター主催で研修会を校種別に実施し、校内研修を担う人材の育成に努めているところです。

2 年間の取組の総括及び一層の徹底に向けて

以上のような取組により、平成 26 年 7 月に全校教職員を対象として実施した指針の活用状況アンケートでは、大阪市立学校の教職員の 90%以上が指針の内容を理解し、生活指導に活用、見直し、参考にしていているとの結果が得られています。

また、指針に基づく取組により、各学校及び教育委員会において報告体制が確立され、体罰・暴力行為発生時の報告が徹底されるようになっていきます。報告されてくる事案には、指針の中で明確に区別した「体罰」と「暴力行為」が混在していることが鮮明になり、これらを同一基準で判断することは適当でないとの課題が浮かび上がってきました。

このため、今般、別紙「**体罰・暴力行為に対する処分等の基準について**」を策定し、体罰・暴力行為を行った教職員に対する懲戒処分及び行政措置の量定の判断に当たり、児童生徒の非違行為がある場合とない場合をきちんと区分した新基準を示しました。いずれも法的に禁止された許されない行為であることに変わりありませんが、処分等の量定について同一基準で判断することは適当でないとの考え方です。この基準を公表し、広く周知していくことで、教職員の更なる自覚を促し、暴力的指導に頼らない、人格の尊厳に根ざした指導を徹底するとともに、学校教育への信頼を確立していきたいと考えています。本市の教育委員会及び学校は、何の落ち度もない生徒に対する教諭の暴力行為によってかけがえのない命を失う事態に至った教訓を片時も忘れることなく、外部監察チームの指摘した「暴力を容認する傾向」や「体罰に寛容な考え方」を断固として排除していく責務があります。

学校からあらゆる暴力を追放し、児童生徒が安心して教育を受けられる環境を保障できるよう、全力を挙げなければなりません。教職員による体罰・暴力行為のみならず、児童生徒間の暴力行為やいじめ、教職員に対する暴力行為・暴言等の問題行動についても、学校現場の課題として直視し、取り組んでいく必要があります。このため、教育委員会は、児童生徒の問題行動に対し、その態様と指導等を一対一対応させたルールを明示して段階的に対応するとともに、特に重篤な事案について教員や専門家等で構成する特別な組織体制により手厚い個別指導を実施する「個別指導教室」を平成 27 年度に整備することとしています。「暴力」によってではなく、「ルール」によってこそ、子どもたちの安全な学習環境は守られなければなりません。

教育委員会といたしましては、改めて桜宮高等学校の事案を厳しく受け止め、その後の 2 年間の取組を総括し、決意を新たにして、体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくり、児童生徒の安全・安心と教育を受ける権利を守る学校づくりの徹底に向け、校長をはじめとする教職員、保護者の皆様、地域の方々、並びに関係諸機関と力を合わせ、一丸となって取り組んでまいります。